

【問】 質問が正しければ○，誤りなら×で答えよ。

- 1 【×】 地震のデータは著作物でないが、地震のデータをまとめて表にしたものは著作物となることがある。表の形式は既に種々のものが知られており、通常、表自体に創作性は認められない
- 2 【×】 私的に設置した監視カメラの映像が殺人事件の様子を写しており、その様子がテレビで放映された場合、この映像は著作物である。機械的に撮られた映像であり、思想または感情の入り込む余地はない
- 3 【×】 航空写真や人工衛星による写真は著作物である。機械的に撮られた映像
- 4 【×】 新聞に載っている人事異動、死亡、イベントなどのお知らせ記事は著作物である。単なる事実の記事であり、創作性が発揮されることはない
- 5 【×】 人が絵を描くことを教えたチンパンジーが描いた絵は、著作物である。思想の創作は人間を対象としており、物が描いた絵は対象とならない
- 6 【×】 文化的価値のないものは、著作物とはいえない。子供の書いた物に文化的価値がなくても、子供の個性が発揮されていれば著作物といえる
- 7 【×】 文字や音として、紙や記録媒体に固定（印刷、録音、録画など）されていないものは、著作物にはならない。著作物の要件として固定されなくてもよい場合があり、即興音楽や口演は固定されていなくても著作物である
- 8 【×】 学術論文の「学説」は著作権で保護される。思想そのものであり、表現されたものに該当しない
- 9 【×】 写真を元に絵を描いた場合、絵の著作権は写真の撮影者にのみある。絵に独自の創作性が認められれば絵を描いた者が著作者となるが、その元となった写真家にも原著作者としての権利がある
- 10 【×】 幼児の描いた絵が著作物として保護されることはない。問 6 と同じく、思想又は感情が表現されていれば保護される
- 11 【○】 ダンスの振り付けは著作権で保護される。著作物の定義に合致するような、単純な身振り手振りではなければ保護される。shall we dance
- 12 【×】 創作料理の調理手順は著作権として保護される。手順は著作物ではなく、著作物であるためには、表現されたものであることが条件である
- 13 【×】 標語、キャッチフレーズは著作物として保護されることはない。交通標語事件
- 14 【×】 「写真撮影禁止」の張り紙がある美術館で、写真をこっそり撮ると著作権侵害になる。著作権法の観点では侵害にならない
- 15 【○】 自分で撮影した歌手や俳優の写真を、許諾を得ずに自己のホームページで公開しても、著作権侵害にならない。俳優は著作物ではないから、著作権侵害とはならない
- 16 【×】 美術館に展示してあるレンブラントやモネの絵画を自分のカメラで撮影して、その写真を自分のホームページの中に掲載した場合、著作権侵害となる。両画家とも亡くなって長期間経過しており（1669年と1926年）作品に著作権は存在しない。